

大湫町景観基準計画書（案）

令和 2 年 7 月版

岐阜県瑞浪市 建設部 都市計画課

岐阜工業高等専門学校 櫻木研究室

目次

1. 大湫町景観目標	1
2. 瑞浪市景観計画における位置づけと大湫町の景観形成方針	2
3. 大湫町景観保全活動	4
4. 大湫町景観基準策定範囲	5
5. 大湫町景観基準	7
5-1. 大湫宿内基準	7
5-2. 大湫宿周辺基準	8
5-3. 大湫町全域における景観基準	9
6. 基準の解説	10
6-1. 大湫宿内基準について	10
6-2. 大湫宿周辺基準について	23
6-3. 大湫町全域基準について	28
6-4. 保全目標	32
7. 建築物等の色彩の推奨色	34
7-1. 推奨色	35
7-2. 推奨色の範囲の例	36

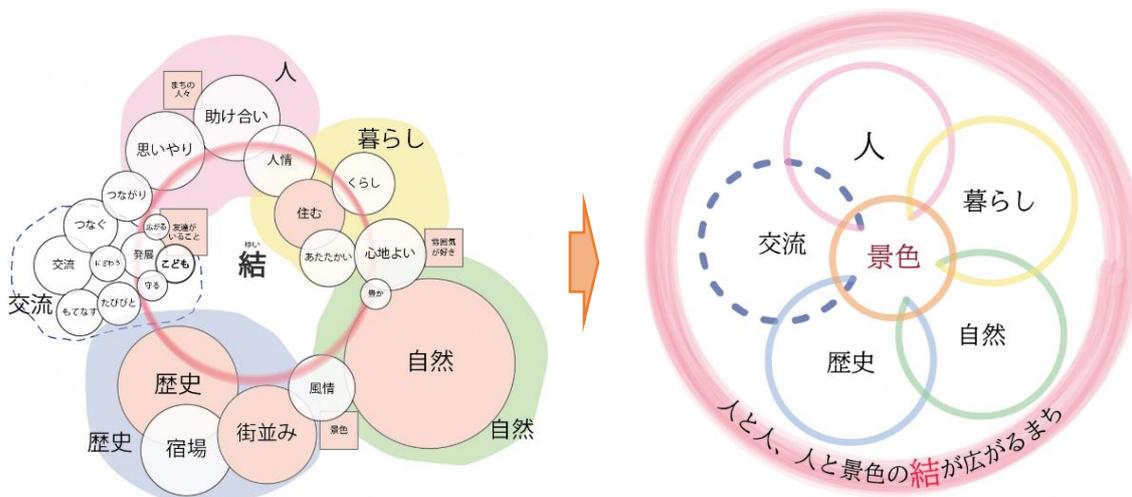
1. 大湫町景観目標

大湫町の人々が大切にしているものは、「自然」、「歴史」、「人」、「暮らし」の4つであり、これが町のあたたかい雰囲気を作り、大湫町の財産となっています。そして、住民同士や、旅人とのつながりやもてなすこと、次世代を担う子どもたちの「つながり」は、まちの財産や魅力を伝える大切な要素となっています。4つの財産に「つながり（交流）」という要素を加えることで大湫町の将来目標を表現することができます。

まちの維持には人の存在が不可欠であり、住民同士、旅人、子どもたち、まちを取り巻く人々のつながりがまちの魅力を伝えていきます。そして、大湫宿の財産である人と、自然・歴史・人・暮らしがつくるあたたかい景色が関わり合い、広がることによって、様々な“結”が生まれていきます。この、人と人、人と景色がつくる“結”が大湫町の目標を表します。

大湫町の景観目標

「人と人、人と景色の結が広がるまち」



2. 瑞浪市景観計画における位置づけと大湫町の景観形成方針

瑞浪市景観計画（平成28年4月策定）における景観形成の目標は以下の通りとなっています。

◆景観形成の目標

地域の個性を活かした美しいふるさと創り

さらに、大湫町の大湫宿は、これまでの、まちなみ保存に関する住民の様々な取り組みが評価され、特に良好な景観形成を図っていく区域として、景観計画重点区域の候補地に選定されています。

そこで、瑞浪市景観計画に定められた5つの基本方針のうち、以下の2つの基本方針は、大湫町の景観と活動そのものであることから、これを大湫町景観計画重点区域の基本方針として採用します。

◆瑞浪市景観計画における景観形成の基本方針

【方針②】 貴重な財産である歴史・文化を育んできたまちなみを維持・継承する。
--

【方針⑤】 美しい景観づくりに向けて、行政・市民・事業者がみんなで取り組む。
--



◆大湫町における景観形成方針

【方針1】 貴重な財産である歴史・文化を育んできたまちなみを維持・継承する。
--

【方針2】 美しい景観づくりに向けて、行政・市民・事業者がみんなで取り組む。
--

◆大湫町景観形成方針の内容

大湫町の景観形成方針の内容は、瑞浪市景観計画（p18, p21）で定められた内容をもとに以下の方針とします。

【方針1】 貴重な財産である歴史・文化を育んできたまちなみを維持・継承する。

<街道の佇まいの継承>

- 中山道宿場町や旧街道景観などの歴史・文化の継承
 - ・国登録有形文化財に登録された住宅の保全及び宿場町の構成要素となっている史跡なども含めたまちなみ風景の維持・継承を図ります。
 - ・中山道の一里塚や琵琶峠の石畳、中馬街道の石造物などの街道の景観を構成する要素の維持・継承を図ります。

<地域に根づいた集落の継承>

- 田園・集落・里山が一体となった集落景観の保全・修復・集落地の景観については、地域住民の協力のもとで維持・保全を図ります。

【方針2】 美しい景観づくりに向けて、行政・市民・事業者がみんなで取り組む。

<景観形成のルールづくり>

- 景観形成のルールに対する合意形成
 - ・積極的な景観形成のためには、一定の規制が必要となり、屋外広告物の規制や建築物や工作物に対する形態制限、森林や農地の開発に対する規制等について、届出対象行為や景観形成基準など良好な景観形成に向けた行政・市民・事業者によるルールづくりを行います。

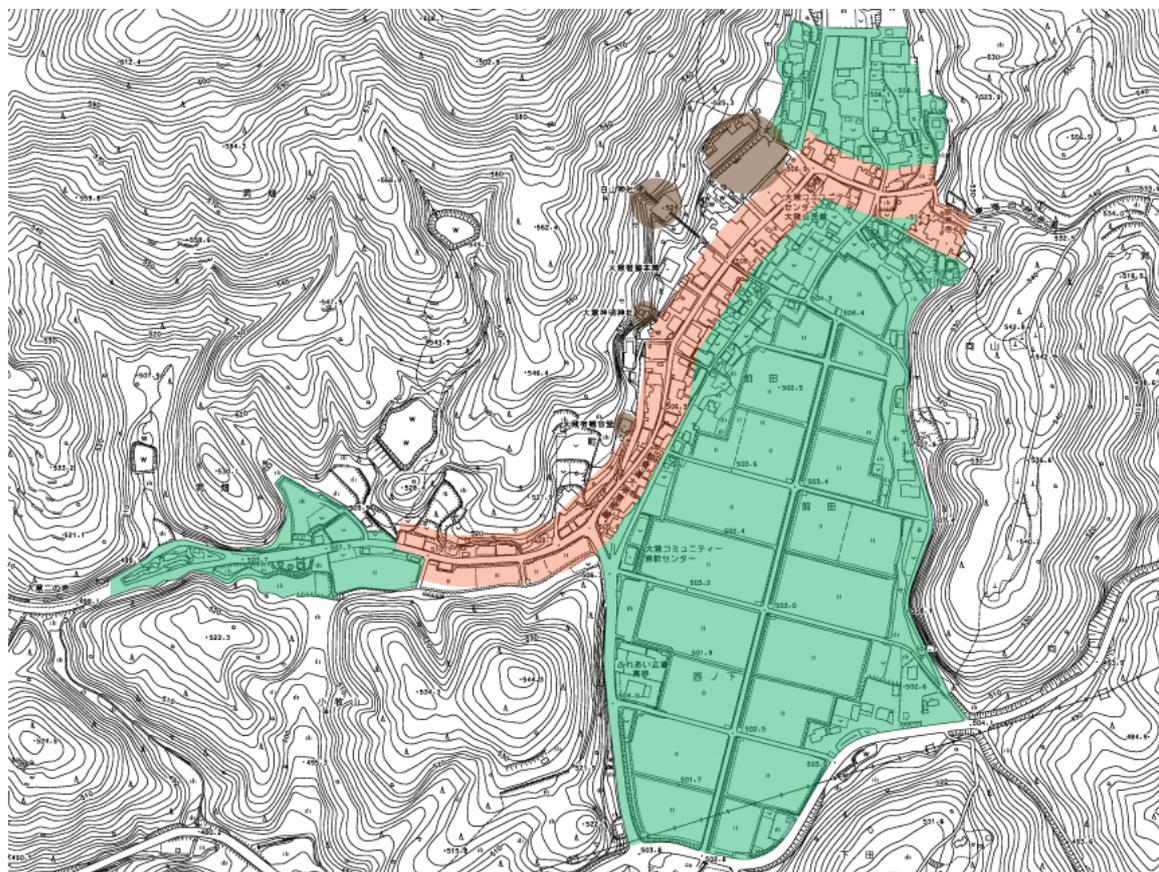
3. 大湫町景観保全活動

大湫町では、本計画書案策定までに 11 回の大湫町景観保全活動を次表のとおり行ってきました。

回数	日付	内容	参加人数
1	2017年8月20日(日)	大湫景観まち歩き ワークショップ	30名
2	2017年12月9日(土)	先進地調査 中津川宿・落合宿	15名
3	2018年9月8日(土)	大湫宿将来目標像の検討	8名
4	2018年10月29日(月) ～ 2018年11月22日(木)	大湫町景観に関する 住民意向アンケート	回答者 179名 (対象者 326名)
5	2018年12月1日(土)	先進地調査 近江八幡・金堂地区	29名
6	2019年8月17日(土)	景観基準エリアの検討	17名
7	2019年9月21日(土)	景観基準項目(色彩・格子) の検討	20名
8	2019年10月19日(土)	公共空間の修景の検討	16名
9	2019年11月19日(火)	先進地域の事例を用いた 景観基準項目の検討	17名
10	2019年12月8日(日)	先進地調査 豊橋市二川宿	40名
11	2019年12月22日(日)	景観基準提示案の検討	18名

4. 大湫町景観基準策定範囲

大湫町における景観基準を策定する範囲は全域とし、大湫宿内、大湫宿周辺地域、それら以外の3つとします。



【凡例】

- : 大湫宿内基準
- : 大湫宿周辺基準

上記以外の大湫町全域 : 大湫町全域基準

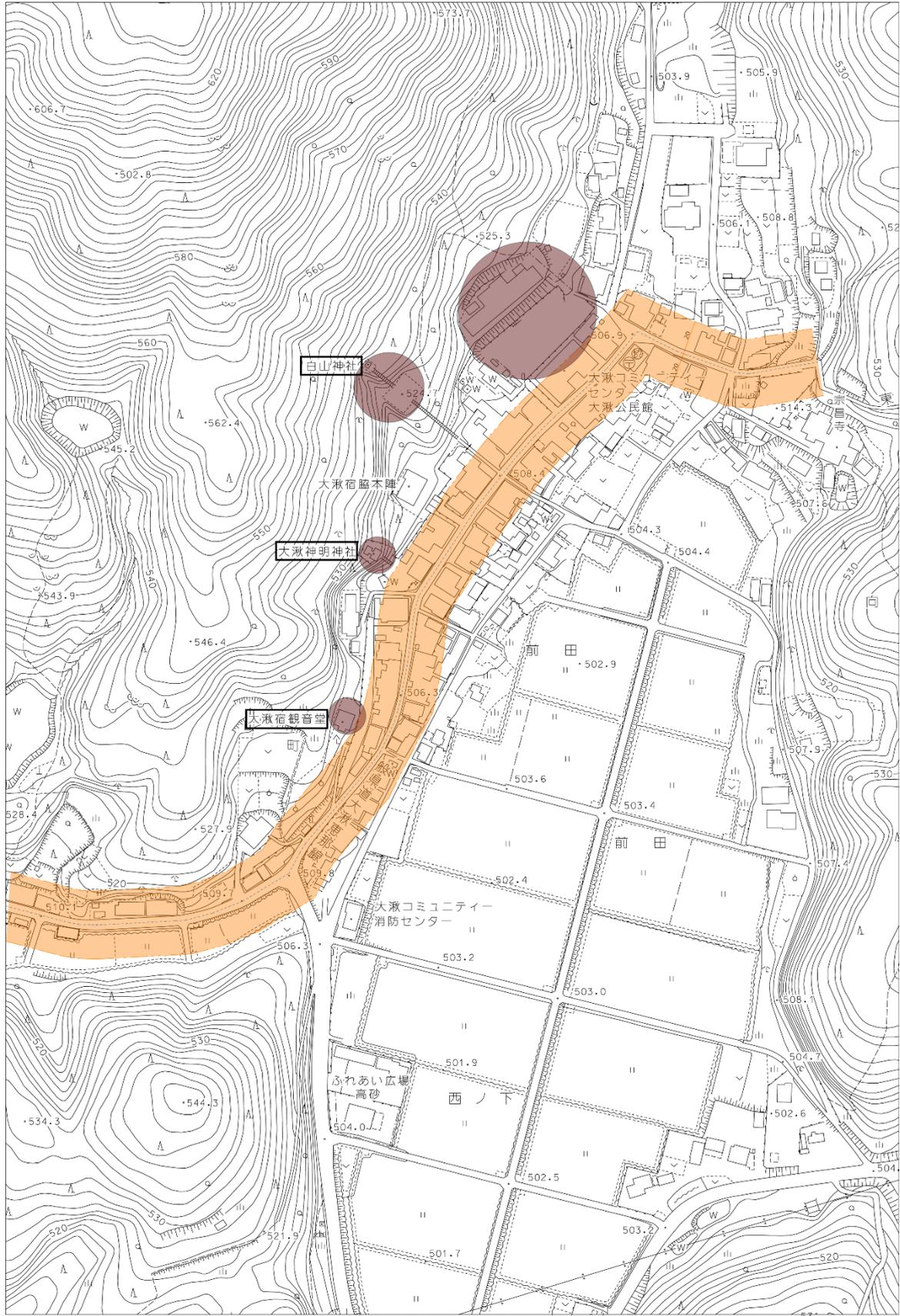
大湫宿内基準の範囲

街道から20mの範囲
敷地への通路が街道に面している土地
宿の歴史的景観

大湫宿周辺基準の範囲

地形地物(道路や水路)に囲まれた範囲

- : 重要な景観要素 (住民とともに景観を守っていく場所)



大湫宿内基準の詳細図

5. 大湫町景観基準

5-1. 大湫宿内基準

大湫宿において適用される歴史的街並みを保全するための景観基準です。

大湫宿内基準			
建築物	壁面位置	周囲の建築物と合わせて連続性を確保する	
	形態・意匠	宿場町の建築物の形態・意匠を取り入れる	
	色彩	建物に使用される伝統的な材料に調和する色とする	
	高さ	10m以下とする	
	屋根	形状	原則、勾配屋根とする
		材料	和風感のある瓦またはそれに準ずるもの
		色彩	黒・灰色系で街並みに調和する色とする
外壁	色彩は、周囲の建築物に使用される伝統的な材料と調和する色合い、又は無彩色とする。		
格子	街道に直接面する窓には原則、格子を設け、色調は木製のものに合わせる		
工作物	門・塀・垣根等	宿場町の建築物の形態・意匠を取り入れる 空き地や駐車場に設ける門・塀・柵は、周囲の建築物と調和する色とする	
屋外 広告物 詳細↓ P. 19, 20	位置	屋根の高さを超えない位置とする	
	意匠・色彩	宿場町の建築物に調和するもの	
	形態	必要最小限で景観を損なわないもの	
建築設備		街道から見えない位置への設置に努める 街道から見える場合は、外壁の素材・色彩に調和するもの、もしくはそれらで目隠しをする	

5-2. 大湫宿周辺基準

大湫宿周辺において適用される大湫宿周辺の風景や歴史ある街並みを保全するための景観基準です。

大湫宿周辺基準		
建築物	色彩	大湫宿の街並みに調和する色とする
	高さ	10m以下とする
屋根	色彩	黒・灰色系で大湫宿の街並みに調和する色とする
屋外 広告物	位置	屋根の高さを超えない位置とする
	形態	大湫宿の景観に配慮する
	意匠	
色彩		
工作物	景観を阻害する恐れのある工作物は、町の風景と調和させ、形態、意匠、色彩、設置位置、目隠し等に配慮する	
緑化	地元在来種を基本とし自然と調和するものとする 住宅地や駐車場などは、道路に面するように花や緑等の設置に努める	

5-3. 大湫町全域における景観基準

大湫町全域において適用される景観基準です。中山道からの眺望や大湫町の風景や歴史ある街並みを保全するための基準です。

大湫町全域基準		
道路	工作物	周辺と調和する形態、意匠、色彩とする
	路面	
屋外広告物		周辺と調和する形態、意匠、色彩とする
駐車場		景観に配慮する
工作物		景観を阻害する恐れのある工作物は、町の風景と調和させ、形態、意匠、色彩、設置位置、目隠し等に配慮する

地区別の保全目標

地区別の景観保全目標です。地区それぞれに景観の特徴があるため、地区別の保全目標を以下の通りとします。

保全目標		
眺望 景観	大湫町全体	自然豊かな大湫とその風景に調和するように努める
	足又	中山道や琵琶峠の風景と調和するように努める
	大湫	宿場の風景や山からの眺望と調和するように努める
	神田	中山道の起伏に富む地形やそれらの眺望と調和するように努める

6. 基準の解説

6-1. 大湫宿内基準について

「大湫宿内基準」について参考例を示しながら解説します。

建築物

壁面位置

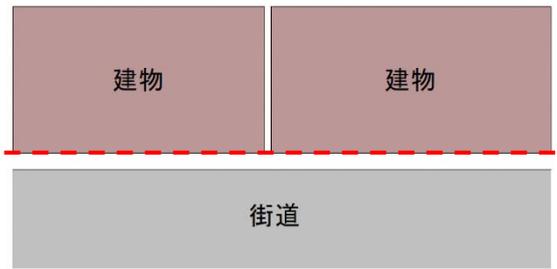
【基準】

○周囲の建築物と合わせて連続性を確保する

【解説】

宿場町の街並みは街道に面して壁面位置が揃っています。しかし、現在の大湫宿は壁面位置が揃っている場合と、木の塀で連続している場合があります。そこで、これらを活かして、2つの方法で連続性を作ります。

①壁面位置が街道境界に接する場合



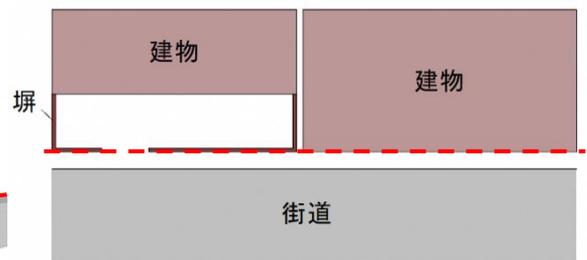
平面イメージ



三重県. 関宿

周囲の建築物に合わせて
壁面位置 (-----) を合わせます

②壁面位置が街道境界から離れている場合



平面イメージ



三重県. 関宿

塀などで隣の建物の壁面位置
(-----) と合わせ、連続性を保ちます

形態・意匠

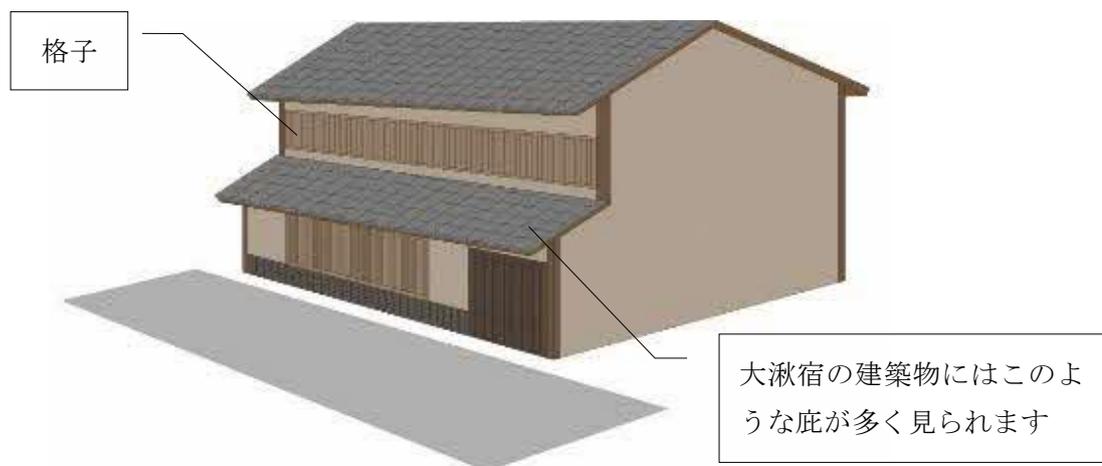
【基準】

○宿場町の建築物の形態・意匠を取り入れる

【解説】

宿場町の雰囲気を残すには、建築物が街道に面して一体感のある街並みであることが考えられます。個々の建築物がバラバラの形態・意匠をしていると、良好な雰囲気が維持できません。そこで、新たに建てる場合は、宿場町の建築物の形態・意匠を取り入れることにより、街並みに一体感を生み出し、良い景観を形成していきます。

宿場町の建築物の形態・意匠とは、「庇」「格子」などが代表例です。



三重県. 関宿

色彩

【基準】

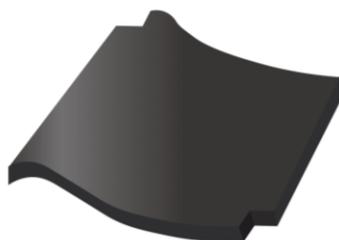
○建物に使用される伝統的な材料に調和する色とする

【解説】

ここで言う色彩とは、建築物全体の色合いのことです。色彩は雰囲気を感じる重要なポイントです。そのため、建物に使用される伝統的な材料に調和する色とすることで、現在の大湫宿の良い雰囲気を守ることができます。

建物に使用される伝統的な材料とは、「瓦」「木」「漆喰」などが代表例です。

代表例：瓦



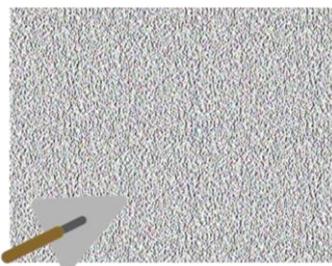
三重県. 関宿

代表例：木



岐阜県. 馬籠宿

代表例：漆喰



三重県. 関宿

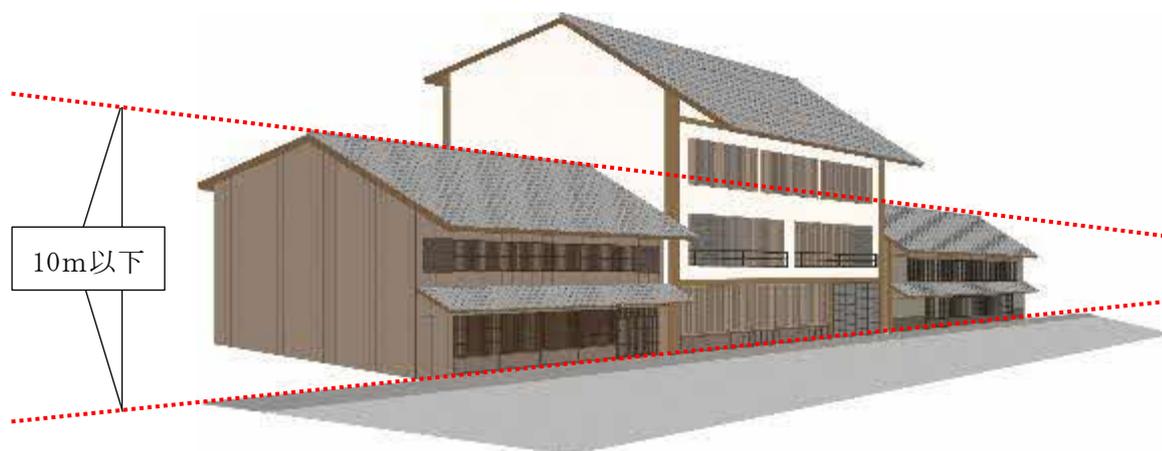
高さ

【基準】

○10m以下とする

【解説】

現状の大湫宿の街並みは、そのほとんどの高さが10m以下になっており、コミュニティセンターも10m以下です。低層の建物が建ち並ぶ中に、10mを超える建物が建つと、街並みの連続性を阻害してしまいます。



屋根

【基準】

- 形状：原則、勾配屋根とする
- 材料：和風感のある瓦またはそれに準ずるもの
- 色彩：黒・灰色系で街並みに調和する色とする

【解説】

屋根は街並みの雰囲気を作り出す重要なものです。形状は、街道に面して傾斜のある勾配屋根とします。材料は和風感のある瓦を推奨しますが、瓦の雰囲気が作り出せるものであれば、材料は問いません。色彩は、現在の大湫宿にも見られ、日本家屋の一般的な色である、黒・灰色系とし、調和を図ります。



外壁

【基準】

○色彩は、周囲の建築物に使用される伝統的な材料と調和する色合い、又は無彩色とする

【解説】 ※別途説明あり (→P. 35)

外壁は建物の大部分を構成するもので、街並みの印象に与える影響はとて大きくくなります。そのため、材料の指定はしませんが、色彩は建築物に使用される伝統的な材料である木、瓦、漆喰等の材料と調和する色にするか、又は黒、灰、白系の無彩色にすることで、現在の大湫宿の良い雰囲気を守ることができます。

ここでいう、木、瓦、漆喰等の材料と調和する色とは、**低明度か中明度で、低彩度色**とします。

木材の自然色などはそのまま使用することができます。また、木材は古さを出す色に塗る必要はありません。



格子

【基準】

○街道に直接面する窓には原則、格子を設け、色調は木製のものに合わせる

【解説】

現在の大湫宿を見ても、街道に面している窓には格子が設けられていることが多いです。格子は見る角度により建物の表情を変え、豊かな陰影を作り出します。現状の大湫宿では木製格子が基本であることから、材料は木を原則としますが、やむを得ない場合には色調は木製（新旧は問わない）のものに合わせます。

格子の間隔の数値は定めませんが、ワークショップでは見付は 30 mm、隙間は 65%という意見が多くありました（イラスト参考）。



三重県. 関宿

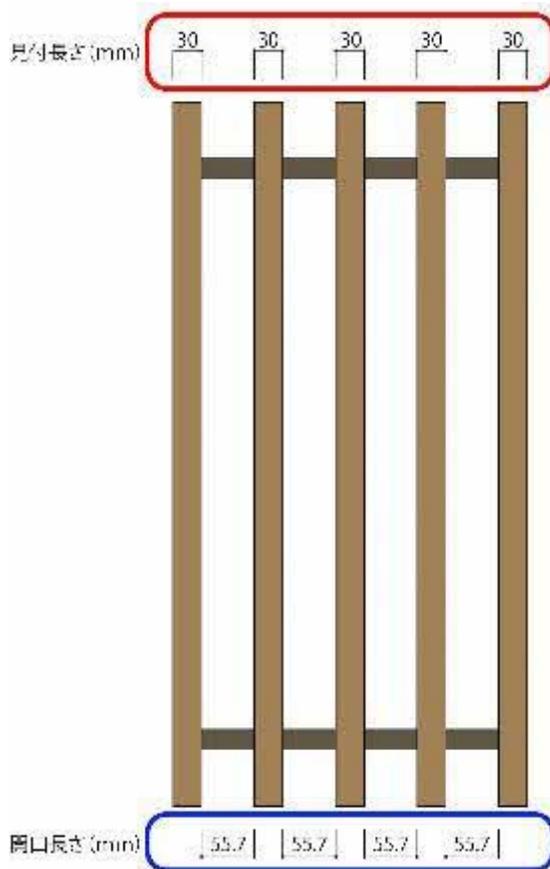


岐阜県. 馬籠宿



岐阜県. 郡上八幡

$$\text{開口率} = \frac{\text{開口長さ}}{\text{見付長さ} + \text{開口長さ}} \times 100 (\%)$$



$$\text{例：開口率 } 65\% = \frac{55.7}{30 + 55.7} \times 100$$

工作物

門・塀・垣根等

【基準】

○宿場町の建築物の形態・意匠を取り入れる

○空き地や駐車場に設ける門・塀・柵は、周囲の建築物と調和する色とする

【解説】

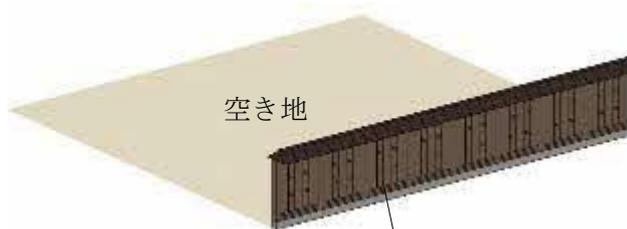
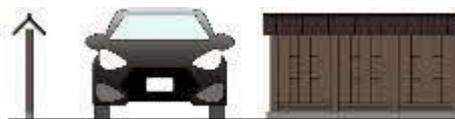
空き地や駐車場の門・塀・柵は、街並みの連続性を保つために設けるものです。それらに宿場町の建築物の形態・意匠を取り入れたり、周囲の建築物と調和する色としたりすることは、より一層連続性を引き立たせます。



岐阜県. 馬籠宿



岐阜県. 郡上八幡



宿場町の建築物に見られる底を取り入れた塀

屋外広告物

【基準】

- 位置：屋根の高さを超えない位置とする
- 色彩：宿場町の建築物に調和するもの
- 大きさ：必要最小限で景観を損なわないもの

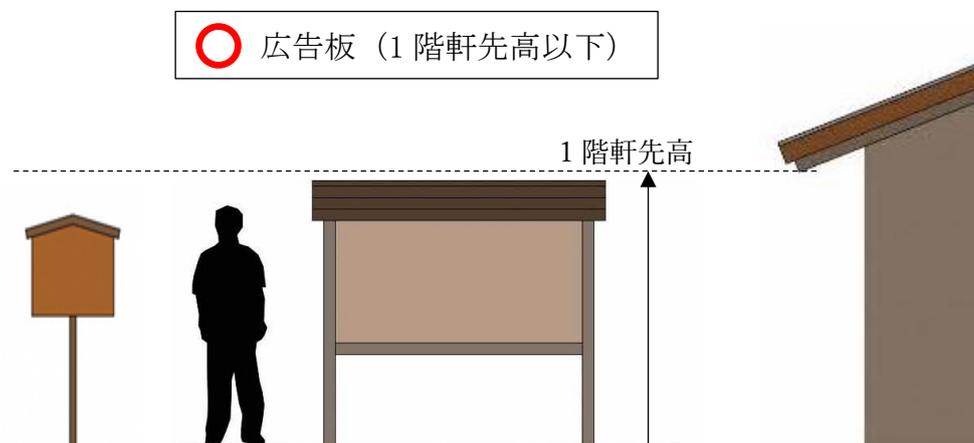
【解説】

屋外広告は営業活動などに必要なものですが、配慮が不足していると、景観を損なうことになりかねません。そこで、建物の屋根並みの眺めに配慮した、屋外広告物の望ましい位置は次表に種類別に示すとおりとします。

色彩は建築物に調和させ、街並みの雰囲気馴染むようにします。大きさは営業活動における必要最小限とし、街並みよりも屋外広告物が目立つ事のないようにします。

屋外広告物の種類と特徴は次表のとおりです。

屋外広告物の種類	特徴
広告板	独立して設置され、平面的な広告物
広告塔	独立して設置され、立体的な広告物
壁面広告	建築物の壁面に設置する広告物
突き出し広告	建築物側面から突き出して設置する広告物
はり紙・はり札	紙やベニヤ板を使用して作成し、建築物に貼り付ける、またはくくり付けた広告物
広告旗	広告に用いる旗を棒に取り付け、掲げる広告物
立看板	壁などに立てかける、あるいは、地面に固定されていない広告物
電柱広告	電柱に取り付ける広告物



広告の種類別に**望ましいあり方**をまとめると以下の通りです。

種類	位置	意匠・色彩	形態	その他
広告板	1階軒先高以下	宿場町の建築物に調和するもの	必要最小限で景観を損なわないもの	
広告塔	軒高以下			
壁面広告	軒高以下	宿場町の建築物に調和するもの	必要最小限で景観を損なわないもの	
突き出し広告	道路境界線を越えず、軒高以下			
はり紙・はり札	軒高以下	宿場町の建築物に調和するもの	必要最小限で景観を損なわないもの	容易に除却できるもの
広告旗	1階軒先高以下			
立看板	1階軒先高以下			
電柱広告	屋根の高さを			
その他	超えない			

※ 祭礼時ののぼり等慣習的に設置するものは除く。

建築設備

【基準】

○街道から見えない位置への設置に努める

○街道から見える場合は、外壁の素材・色彩に調和するもの、もしくはそれらで目隠しをする

【解説】

建築設備は生活をする上では必要なものでありますが、建物の外に現れてしまいます。そこで、街道から直接見えない位置に設置する、あるいは、建築設備自体を建物の外壁の素材・色彩に調和するものとしたり、それらで目隠しをしたりして、建物に馴染ませ、目立たないようにします。



三重県. 関宿



石川県. 主計町



岐阜県. 郡上八幡

6-2. 大湫宿周辺基準について

「大湫宿周辺基準」について参考例を示しながら解説します。

建築物

【基準】

○色彩：大湫宿の街並みに調和する色とする

○高さ：10m以下とする

【解説】

大湫に住む人または訪れる人が見る大湫宿周辺地域は、心地よい空間であり大湫特有の風景を形成しています。宿場地域との色彩の違いや高さが違う建築物が建つと、圧迫感のみならず、風景の阻害や街並みの風景の分断をしてしまいます。

近接する大湫宿場地域との風景の連続性を大切にしながら、広がりのある自然との心地よい空間を保つための配慮を示しています。

屋根

【基準】

○色彩：黒・灰色系で大湫宿の街並みに調和する色とする

【解説】

屋根は街並みの風景を作り出す重要な要素です。大湫宿観音堂や宗昌寺などから見る大湫宿の歴史的なまちなみの特徴として最も印象的なもののひとつになります。黒・灰色を基調とした屋根が連続する事で自然との対比や屋根の連続性が落ち着いた街並みの空間を作り出しています。

屋根の色彩のみを統一する事で、大湫宿場地域との連続性を大切にしながら、新しい素材に対応した風景に寄与する美しい屋根並みへの配慮を示しています。

屋外広告物

【基準】

○位置：屋根の高さを超えない位置とする

○形態・意匠：大湫宿の景観に配慮する

【解説】

広告物は、景観への配慮が不足すると大湫の風景を阻害してしまいます。しかし、うまく建築物や風景との調和や配慮を行う事で大湫の風景がより一層引き立ちます。

屋外広告物の種類別の望ましいあり方は以下の通りです。

種類	位置
広告板 広告塔	軒高以下
壁面広告	軒高以下
突き出し広告	道路境界線を越えず、軒高以下
電柱広告	1階軒先高以下
はり紙・はり 札	軒高以下
広告旗	1階軒先高以下
立看板	1階軒先高以下
その他	屋根の高さを超えない

工作物

【基準】

○景観を阻害する恐れのある工作物は、町の風景と調和させ、形態、意匠、色彩、設置位置、目隠し等に配慮する

【解説】

ここでいう工作物は、門や塀、設備などの建築物に付随する物や太陽光発電で使用する太陽光パネル、自動販売機などの設置物です。それらが無造作に作られることで、大湫の風景を阻害してしまう場合があります。大湫宿周辺地域の風景に対する建築物に付随する物や設置物の配慮が風景をより良くしていきます。

例) 太陽光パネル



緑化

【基準】

○地元在来種を基本とし自然と調和するものとする

○住宅地や駐車場などは、道路に面するように花や緑等の設置に努める

【解説】

大湫の風景は歴史的な街並みだけでなく、山や田んぼなどの自然豊かな大湫の風景も町の重要な風景の一つであります。花や植物による緑化は大湫の風景をより良くしていきます。周辺に自生している地元在来種等を基本として、**現在の自然との調和に配慮**し、大湫の自然との風景を大切にします。



道路に面する
部分を緑化

空地緑化
岐阜県. 中津川宿



住宅地緑化
三重県. 関宿

6-3. 大湫町全域基準について

「大湫町全域基準」について参考例を示しながら解説します。

道路

【基準】

○工作物・路面：周辺と調和する形態、意匠、色彩とする

【解説】

道路にある標識や消火設備等の工作物や道路の路面は大湫の風景を構成する要素の一つです。道路空間における工作物や道路路面への配慮によって、大湫の自然豊かな風景や歴史的な街並みは生きてきます。

屋外広告物

【基準】

○周辺と調和する形態、意匠、色彩とする

【解説】

風景への配慮が不足すると大湫の自然豊かな風景を阻害してしまいます。しかし、うまく建築物や風景と調和させる事で大湫の風景を引き立たせます。

駐車場

【基準】

○景観に配慮する

【解説】

駐車場は大湫町に住む人や大湫町を訪れる人の移動によって車などを使う上で必要なものです。しかし、景観への配慮が不足すると大湫の風景や街並みの美しさを乱してしまいます。景観への配慮とは、強制ではありませんが植物や木の塀によって直接見えないように配慮する事などです。

工作物

【基準】

○景観を阻害する恐れのある工作物は、町の風景と調和させ、形態、意匠、色彩、設置位置、目隠し等に配慮する

【解説】

工作物とは、道路にある標識や消火設備等の工作物を除く、土地に定在する設置物及び構造物をいいます。それは、門や塀、設備などの建築物に付随する物や太陽光発電で使用する太陽光パネル、自動販売機などが挙げられます。大湫の自然豊かな風景や歴史的な街並みを保つための、工作物への配慮によって、大湫の自然豊かな風景や歴史的な街並みは生きてきます。逆に、配慮が不足する事で大湫の自然豊かな風景や歴史的な街並みは大きく阻害されてしまいます。

6-4. 保全目標

大湫町全体と各地区の保全目標について示しています。

大湫町全体

○自然豊かな大湫とその風景に調和するように努める

大湫町は豊かな自然、歴史的な街並み、田園風景など多くの美しい風景が現存しています。それらの風景をこれからも見られるように風景との調和が大切です。



足又地区

○中山道や琵琶峠の風景と調和するように努める

中山道の歴史的な風景(琵琶峠や石畳など)をこれからも保存していくために、これらの風景を無下にするのではなく、風景との調和を大切にしていける心が必要になります。



大湫地区

○宿場の風景や山からの眺望と調和するように努める

歴史的な宿場町の街並みや大湫宿観音堂や山からの田んぼと街並みの風景は、見る人の心を温かくします。この風景と調和するための配慮が風景の保全に大切になります。



神田地区

○中山道の起伏に富む地形やそれらの眺望と調和するように努める

中山道の歴史的風景や起伏に富む地形とそこにある田園風景の昔ながらの日本の風景は、大湫町に残る財産です。これらの風景を今後も守るために風景と調和する気遣いが大切になります。



7. 建築物等の色彩の推奨色

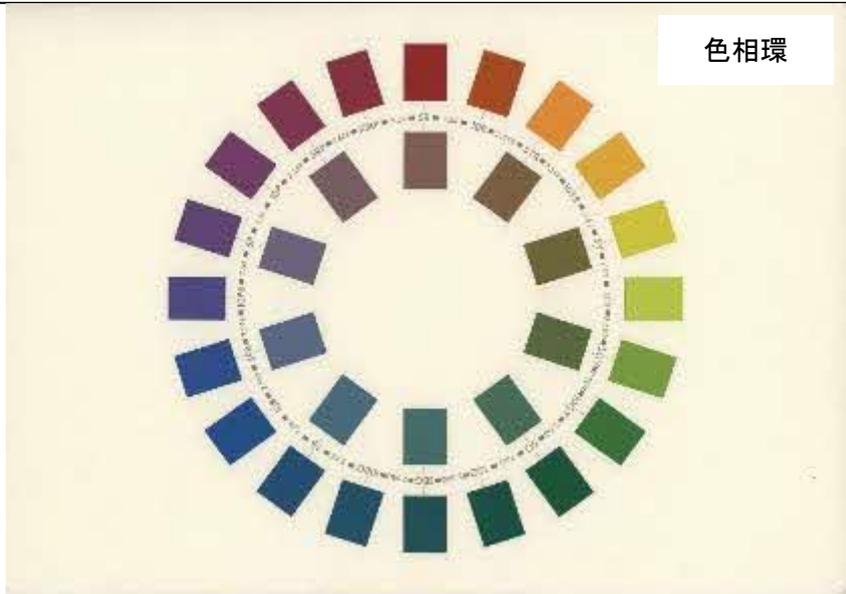
建築物や門・塀などの工作物に関する色彩について、大湫宿のまち並みや風景に望ましい色彩を「推奨色」として示します。

色彩の表示は、日本工業規格(JIS)に定められた、「マンセル表色系」を用いています。

マンセル表色系について

マンセル表色系では、「色相」「明度」「彩度」の3つの要素で色を表現します。

色相環



-色相-

色合いを表現します。

赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫の10種類の基本色をR、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RPの記号で表現し、記号の前に0から10の数字をつけ、色の違いを細かく表現します。

-明度-

色の明るさを表現します。

0から10の数値で表現し、数字が大きくなる程明るく、数字が小さくなる程暗い色を表現します。

0は黒、10は白になります。

-彩度-

色の鮮やかさを表します。

0から16程度までの数値で表現し、数字が大きくなる程鮮やかになります。色相によって最高の数値が変わります。また、白、黒、灰色は無彩色(記号:N)といい彩度は0です。

色の表示は、色相、明度、彩度の順に示します。

表示例:5Y7/2 (色相:5Y・明度:7・彩度:2)

7-1. 推奨色

建築物（色彩、屋根、外壁）の推奨色についてです。

○色彩

建物に使用される伝統的な材料に調和する色とする

「建物に使用される伝統的な材料」とは、瓦、木、漆喰などの材料です。これらの材料の自然色が基本となります。

○屋根

黒・灰色系で街並みに調和する色とする

「黒・灰色系」とは、明度が6以下、彩度が0.5以下の色を言います。

○外壁

無彩色

周囲の建築物と調和する色合い：低明度か中明度で、低彩度色とする

「無彩色」とは、明度のみで表現される色を言います。白、黒、灰色で表現されます。

「低明度か中明度」とは明度が8未満の色を言います。

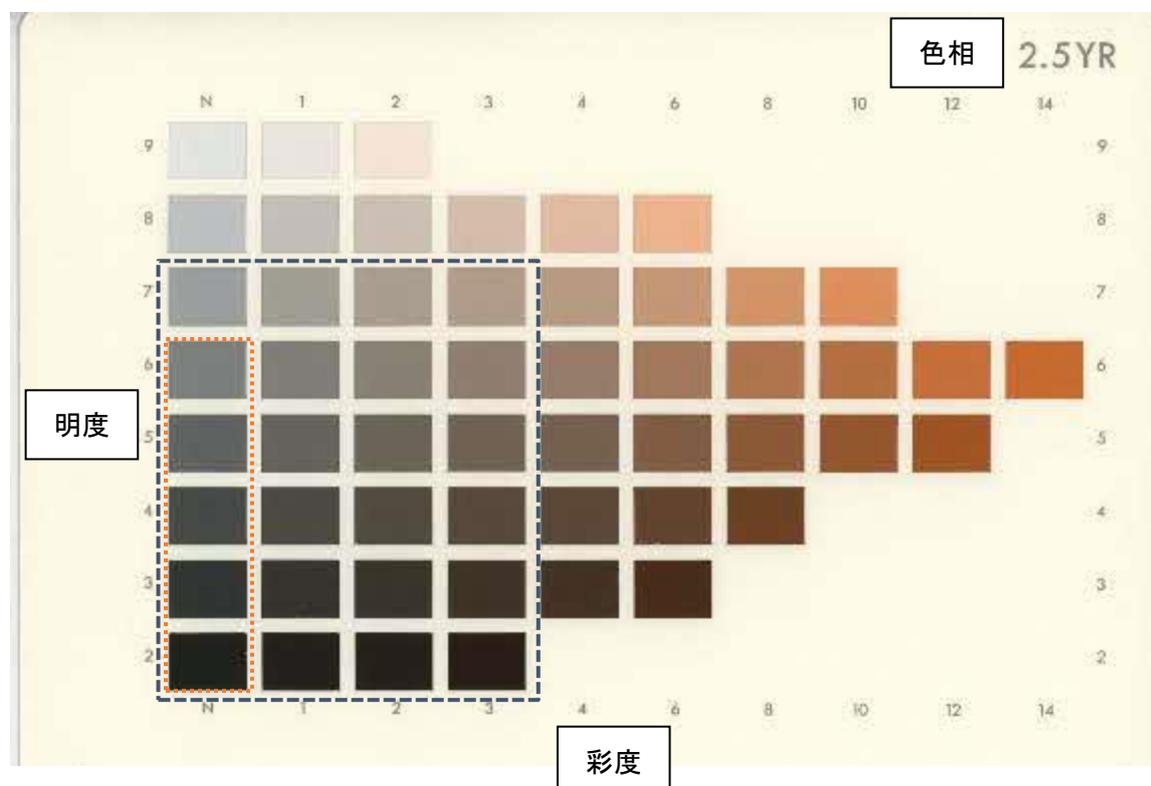
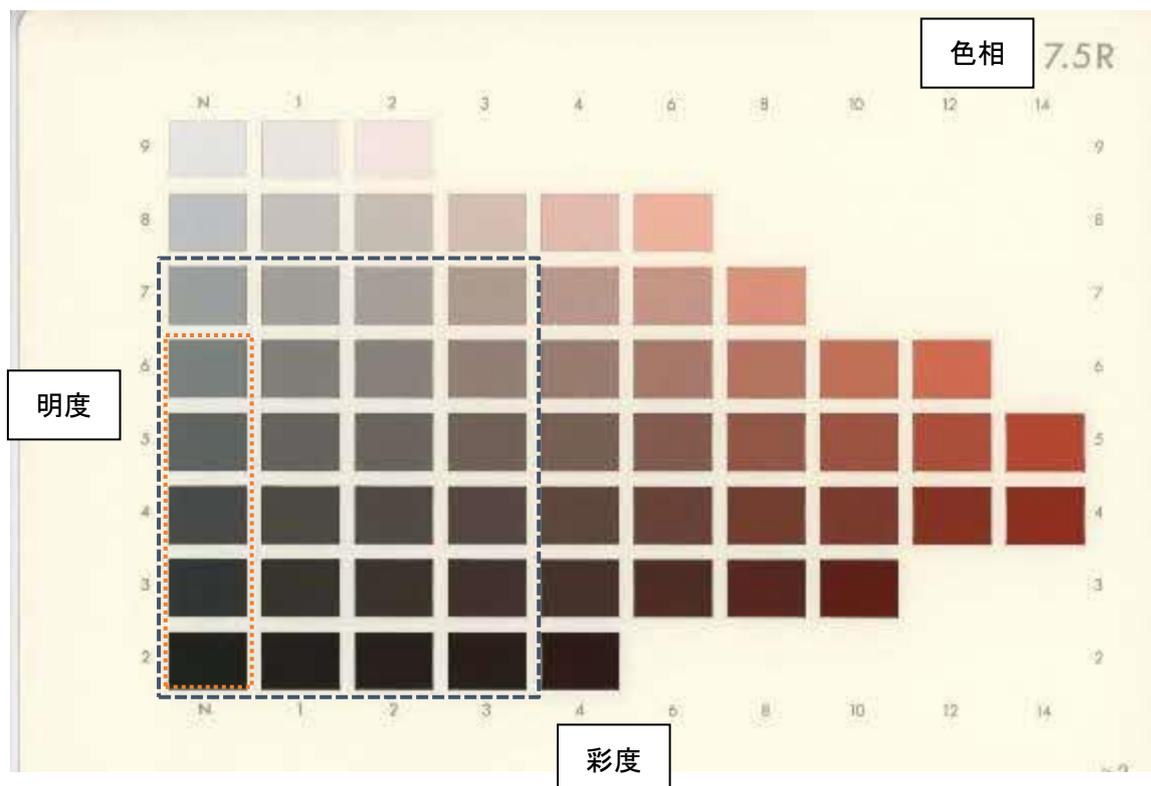
「低彩度色」とは彩度が4未満の色を言います。

近隣の宿場の例と同様に以下を推奨色とします。

区分		色相	明度	彩度
建築物	色彩	建物に使用される伝統的な材料に調和する色		
	屋根	制限なし	6以下	0.5以下
	外壁	制限なし	8未満	4未満
		N	制限なし	制限なし

7-2. 推奨色の範囲の例

(※注意：印刷のため、実際のマンセル表色系と色が異なる場合があります。)



 : 屋根の推奨色の範囲
 : 外壁の推奨色の範囲

参考文献：JIS Z 8721 準拠標準色票：光沢版. 第8版